

多様な教育ニーズへの対応に関すること

佐倉市教育委員会
令和7年1月14日

認識すべき教室の中にある多様性・子供目線の重要性 (内閣府資料)

(小学校のイメージ:一例)



発達障害の可能性のある子供

発達障害※1
2.7人
(7.7%)

(学習面or行動面で著しい困難を示す)

・ADHD(注意欠如多動性障害)

いつもそわそわして、じっと座ってられない。
いろいろなものに気が散り、授業に集中できない

・LD(学習障害、読字障害)

文字が流暢に読めなかったり、板書に時間がかかったりして、授業の進度に合わせられない。

・ASD(自閉症スペクトラム)

学習活動の見通しが持てないと不安になる。暗黙のルールがわからず、突然発言してしまう。

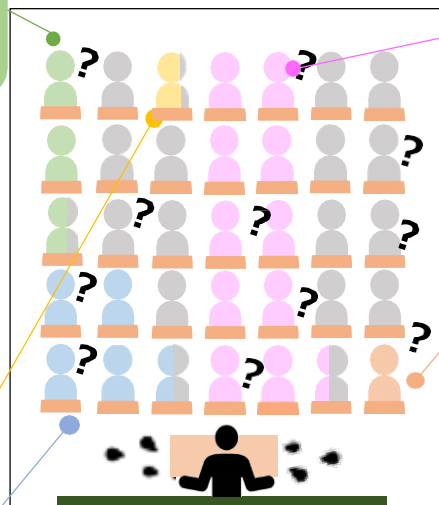
特異な才能のある子供

特異な才能のある子供※2
0.8人
(2.3%)

授業が暇で苦痛。価値観や感じ方の共感も得られなくて孤独。発言すると授業の雰囲気を変えてしまう。

小3から中学数学、小5で数ⅡBをやっていた。
4歳のころ進化論を理解して、8歳で量子力学や相対性理論を理解していた。

小学校 35人学級



※例示している特性が複合しているケースも多い。

※特性として示している子供についても、状況にはグラデーションがあり、様々であること。

※このほかにも、学校には、病氣療養で学校に通えない子供やいわゆるヤングケアラー等、多様な背景や困難を抱える子供が存在している。

家にある本が
少ない子供 ※5
10.4人
(29.8%)

家庭の文化資本の違い

家にある本の冊数が少なく
学力の低い傾向が見られる子供

※家にある本の冊数と正答率の間には相関
家にある本が10冊又は25冊と答えた割合



家で日本語を
あまり話さない子供
1.0人
(2.9%)

家で日本語を話す頻度の違い

家で日本語を「いつも話している」子供と
「全く話さない」子供の間には、正答率に差
が見られる

※家で日本語を「全く話さない」「ときどき話す」と答えた割合

子供たちの特性や関心・意欲は様々

話すこと・聞くこと
書くこと・読むこと
が得意な子供

文字情報・
音・映像などの情報
の扱いが得意な子供

音やダンスで
表現すること
が得意な子供

特定の分野に極めて
高い集中力を
示す子供

興味や関心が拡
散しやすい子供

特定の分野などに
関心・意欲や知的好奇心
が旺盛な子供

不登校・不登校傾向の子供

不登校※3
0.4人
(1.0%)

不登校傾向※4
4.1人
(11.8%)

【出典】※1 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 平成24年12月(文部科学省) 「2.7人(7.7%)」の数字は、ADHD、LD、ASDの内訳を示したものでない。発達障害の記載は、日野公三著『発達障害の子どもの進路と多様な可能性』(WAVE出版、2018年)を参考に内閣府で作成。

※2 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子供の吹き出しは、文部科学省 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートを参考に編集。

※3 不登校…年間に連続又は断続して30日以上欠席(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省))

※4 不登校傾向…年間欠席数30日未満、部分登校、保健室登校。「基本的には教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」場合など含む(不登校傾向にある子どもの実態調査(日本財団))

※5 令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙結果より内閣府において作成。全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図。実際には偏在等は生じている可能性が有る旨留意。

児童生徒質問内容:あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか。(家にある本の冊数は、家庭の社会的経済的背景を表す代替指標の1つ)

児童生徒質問内容:あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。(家で日本語を話す頻度の状況を確認するための質問事項)

特別な支援を要する児童生徒（特別支援学級）



● 特別支援学級

障害のある児童生徒を対象にして少人数で構成される学級のことで、学級は障害種別（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害）に編成されます。

佐倉市では現在、知的障害、難聴、自閉症・情緒障害の3つの特別支援学級があり、市内全ての小中学校で特別支援学級が設置されています。

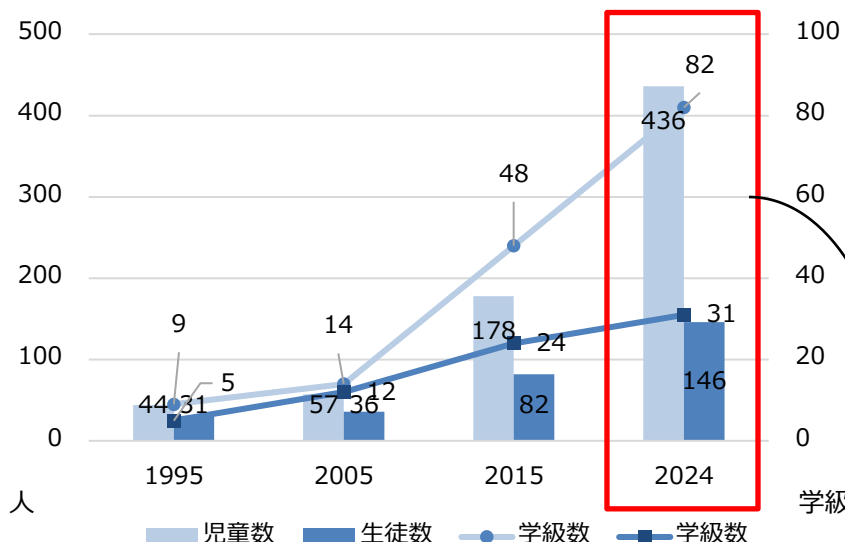
- 令和6年度の特別支援学級に通う児童生徒数は、1995年（約30年前）と比べ、児童は約10倍、生徒は約5倍と大幅に増加しています。

- 障害の有無に関わらず、発達に課題のある児童生徒の安全確保及び学習・生活の支援を行うため、特別支援教育支援員を各学校に配置しています。

- 学級担任等の補助として、特別支援教育支援員は以下の役割を担っています。

- ① 日常生活上の介助
- ② 発達障害の児童生徒に対する学習支援
- ③ 学習活動、教室間移動等における介助
- ④ 健康・安全確保関係
- ⑤ 学校行事等における介助
- ⑥ 障害理解促進

○ 特別支援学級に通う児童生徒数と学級数の推移（各年度5/1時点）



(2024年の内訳)	児童	生徒	合計
知的障害	244	77	321
自閉症・情緒障害	189	68	257
難聴	3	1	4
合計	436	146	582

○ 特別支援教育支援員の配置人数の推移（各年度末時点、R6は4/1時点）

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
人数	52	54	62	67	71	73

特別な支援を要する児童生徒（ことばの教室、医療的ケア児）



ことばの教室（通級指導教室）

- 5校に8名の教員（令和6年度）を配置し、通常の学級に在籍する中で、言語に課題のある（構音障害や吃音、軽度の言葉の発達の遅れ）子どもたちに対して特別な指導を行っています。
- 在籍する学級で各教科等の授業を受け、週に1時間程度を基本に通い、それぞれの子どもの状態に応じた特別の指導を受けます。
- 特別な支援が必要となる判断にあたっては、保護者等からの相談のほか、学級担任をはじめとした複数の大人による観察が重要となります。

○ ことばの教室への通級者数

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
人数	191	207	188	189	192	195

○ ことばの教室の設置校（上段太字）と通級対象校

佐倉小	白銀小	染井野小	小竹小	南志津小
内郷小	根郷小	臼井小	志津小	上志津小
寺崎小	和田小	印南小	青菅小	下志津小
佐倉東小	弥富小	千代田小	井野小	西志津小
	山王小	間野台小		
		王子台小		

医療的ケア児

- 「医療的ケア」とは、医療機関以外で、日常的に喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療的行為のこと。
- これらの支援が必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を配置し、医療的ケアの体制を充実することで、当該児童生徒の安全・安心を確保し、学校生活の充実を図ることやその家族への支援にも繋がることが期待されます。

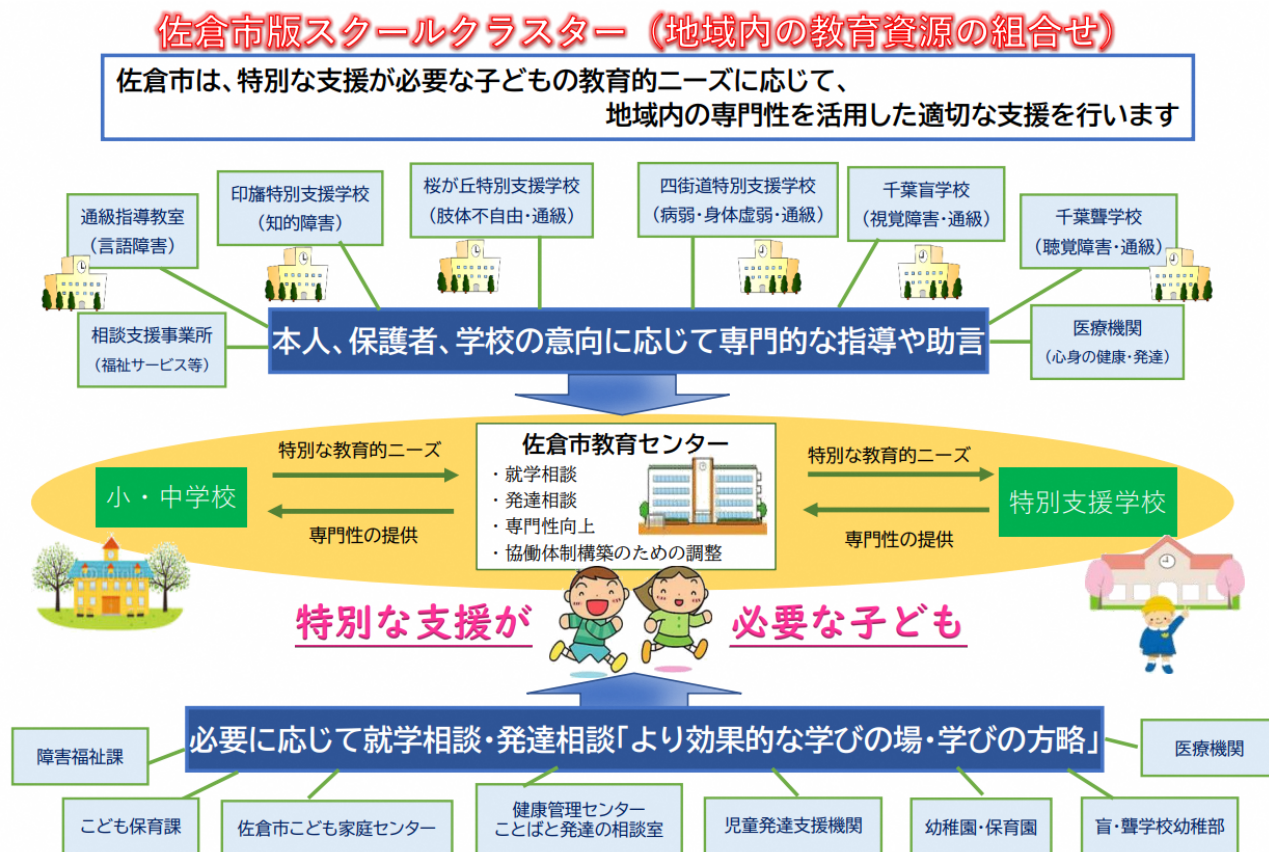
インクルーシブ教育システム



- インクルーシブ教育システム構築のためには、障害のある子どもと障害のない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、合理的配慮の適切な提供等により、それぞれの子どもが授業内容がわかり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていくという視点が重要です。

- 市では、特別な支援を必要とする児童生徒の「適切な学びの場」について、保護者や学校とともに考える必要があることから、就学前児を対象とする「就学相談」、学齢児童生徒を対象とする「発達相談」や「教育相談」を実施しているところです。

- また、早期からの一貫した指導支援のための関係機関との連携、教職員を対象とした研修の実施、幼保小、小中学校間の協働体制と引継（佐倉市ライフサポートファイルの作成）を実施しています。



日本語指導が必要な児童生徒

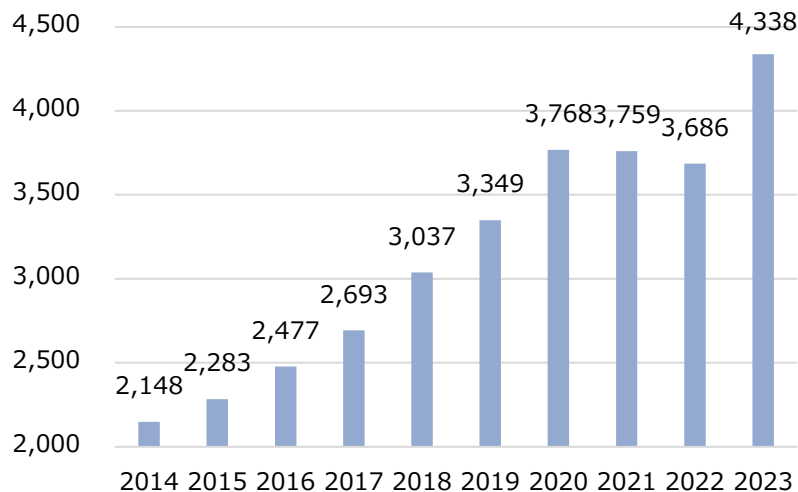


外国籍人口及び児童生徒数の推移

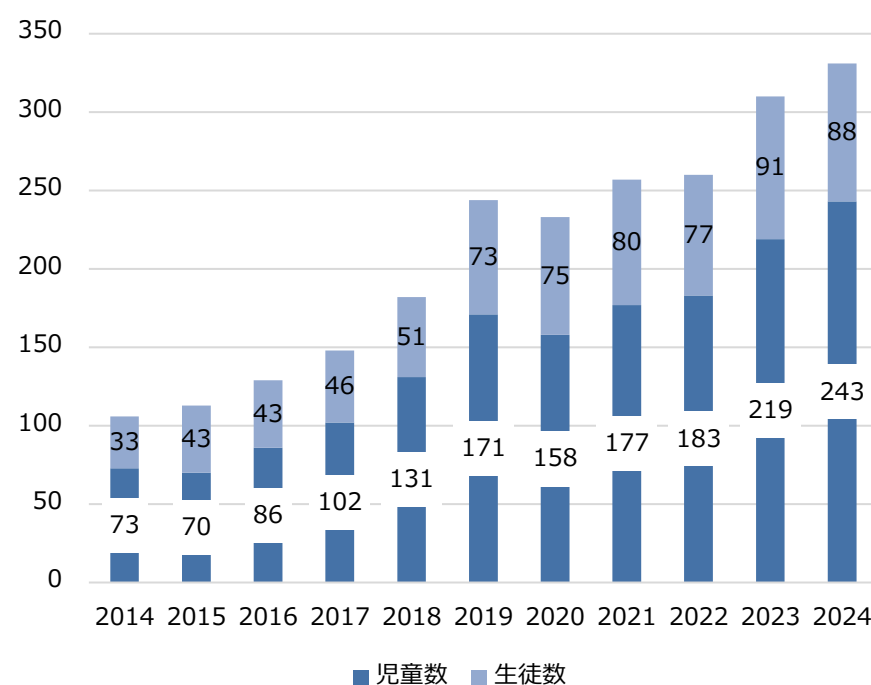
2023（令和5）年度末時点における佐倉市で暮らす外国籍の方は、2014年度末時点より、約2倍となっている。また、児童生徒数は約3倍となっている。

国籍別に見ると、最も多い国はアフガニスタンとなっており、国全体の上位国とは違いがある状況。

○ 外国人登録者数の推移（各年度末時点） 出典：佐倉市住民基本台帳



○ 外国人児童生徒数の推移（各年度末時点）



○ 外国人登録者数の上位5か国

	佐倉市	国
1	アフガニスタン	中国
2	中国	ベトナム
3	フィリピン	韓国
4	韓国	フィリピン
5	ペルー	ブラジル

出典：佐倉市住民基本台帳（令和5年度末）
出入国在留管理庁（R5.3.24HP公表資料）

日本語指導の状況

平成26年度より、文部科学省は「学校教育法施行規則」の一部を改正し、在籍学級以外の教室で行われる日本語指導を「特別的教育課程」として実施できるようになりました。

その主たる指導者として、加配教員（県費）である日本語指導担当教員が配置されることとなり、令和6年度では、小学校6校（佐倉小、印南小、間野台小、王子台小、寺崎小、染井野小）に配置されています。

一方、日本語指導が必要な児童生徒が増加している中、これらの児童生徒に対し、学校生活や日本の生活に適應できるよう市費においても、日本語適應指導員を配置している状況です。

指導にあたっては、単なる言語知識・スキルの獲得のみを視野に入れた教育のみならず、日本の社会生活・学校生活や教科の学力、そして社会参加に結びつく日本語の力を高める指導が求められています。

○ 言語別児童生徒数と講師数の割合（R6.4.1時点）

言語	児童生徒数割合	講師数
ペルシャ語	92人 (64.8%)	7名
英語	17人 (12.0%)	5名
ダリー語	7人 (5.0%)	3名
中国語	6人 (4.2%)	4名
スペイン語	6人 (4.2%)	3名
ウルドゥ語	3人 (2.1%)	1名
アラビア語	3人 (2.1%)	1名
ポルトガル語	2人 (1.4%)	1名
台湾語	1人	1名
タガログ語	1人	1名
ネパール語	1人	1名
ヒンディー語	1人	1名
シンハラ語	1人	1名
トルコ語	1人	1名

○ 日本語指導が必要な児童生徒数の推移（各年度末時点、R6は4/1時点）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
人数	80	74	92	94	131	147	143

○ 日本語適應指導の実施回数（各年度末時点）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
人数	720	694	758	760	910	920

いじめの状況



「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめの認知

いじめの認知件数は上昇傾向にあるものの、学校現場としては、「いじめは起こりうるもの」と捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、些細な事案でも重大事態に繋がる場合もあることから、被害を訴える児童生徒の声を踏まえ、被害者保護を最優先し、積極的な認知に向けて組織的に対応を図っているところです。

いじめの解消状況

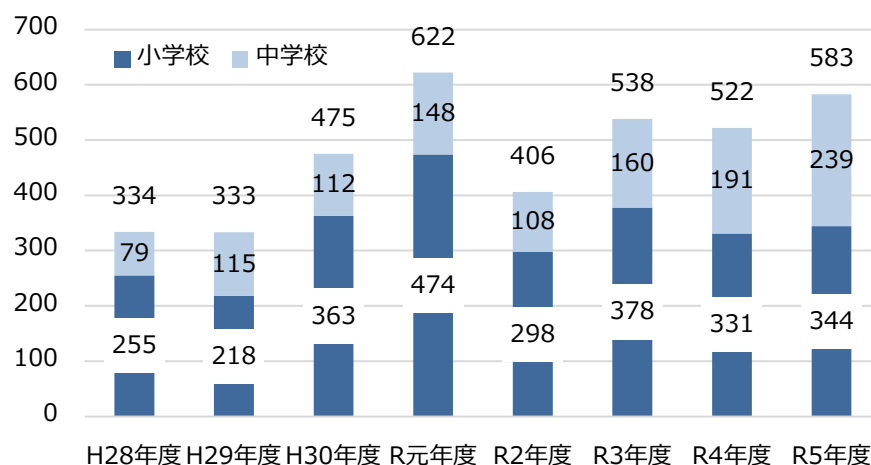
解消率は、中学校では国平均より高い状況にある一方、小学校ではやや低い状況。理由としては、積極的な認知に取り組んでいることや、安易にいじめが解消したとせず丁寧な対応を図っていることなどが挙げられます。

○ 市内小中学校におけるいじめの解消率（各年度3月時点）

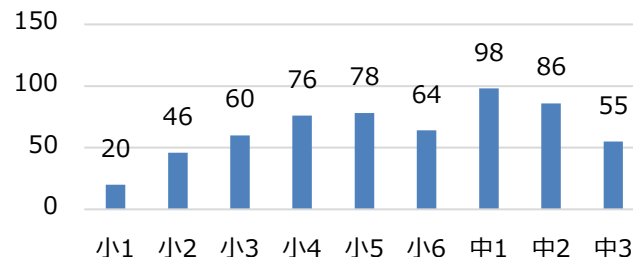
	R6.3月末の 認知件数	R6.3月末の 解消件数	市解消率	(参考) ※1 全国解消率
小学校	344	247	71.8%	77.0%
中学校	239	188	78.7%	76.1%
計	583	435	74.6%	

※1…出典：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文部科学省）

○ 市内小中学校のいじめの認知件数の推移（各年度3月末時点）



○ 令和5年度末の学年別いじめ認知件数



※「いじめ」が解消している状態とは

- (1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月以上）
- (2) 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

不登校児童生徒の推移等



- 不登校児童生徒数は増加傾向にあります。
- 令和元年度と令和5年度を比較すると、中学校（約1.7倍）より小学校（約2.5倍）での増加率の方が高い傾向です。
- 学年別に見ると、小6から中1間の進学段階での増加率が高い傾向にあります。
（中1ギャップの可能性）

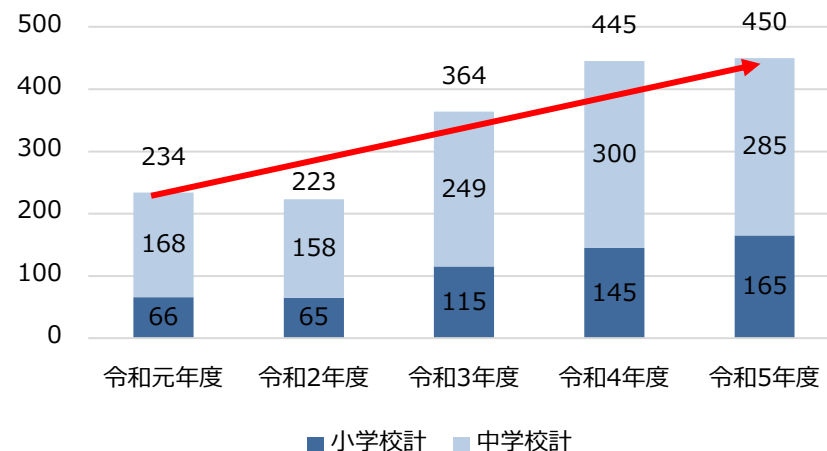
※「中1ギャップ」とは

一般的には、小6から中1でいじめや不登校の数が急増するよう見えることから使われ始め、今では小中学校間の接続期に見られる諸問題全般に用いられている。

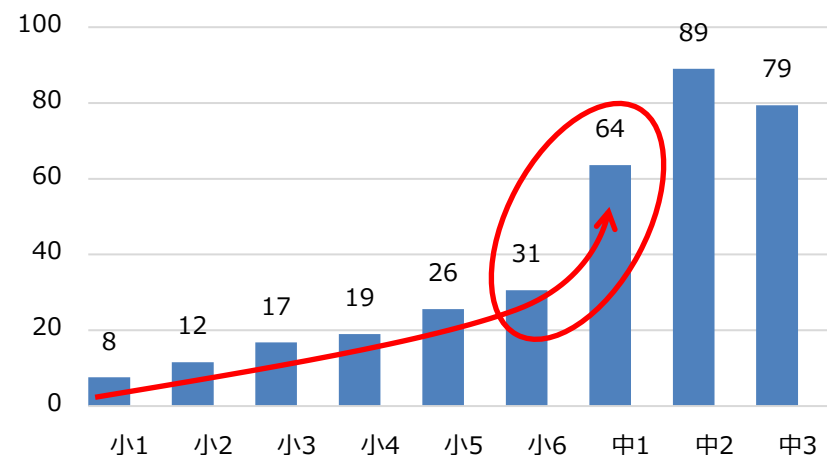
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）では、不登校児童生徒等の状況に応じた必要な支援等の施策を実施するよう定めています。

※「不登校児童生徒」とは、年間 30日以上欠席した者のうち、「何らかの 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）」とします。

○ 学校種別不登校児童生徒数の推移（各年度3月時点）



○ 学年別不登校児童生徒数の推移（令和元年～5年度3月時点の平均値）



不登校児童生徒への対応状況



- 不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこと。

学校内

- 校内教育支援センターの設置
→中学校11校中4校に専門の教員を配置。利用生徒数は72名。(R6.7時点)
→他の中学校や小学校では、空き時間の教員を配置するなどの工夫をしながら学習支援等を実施している状況。

学校外

- 教育支援センター（ルームさくら）
→市内に2拠点配置（佐倉教室と志津教室）
→佐倉教室には3つの小部屋があり個室対応が可能となっている。また、志津教室は大部屋を設置し、学習や小集団生活の場を提供。
→保護者同士の悩みや不安を共有するなどの機会として保護者会を実施。
→令和5年度末で53名が通所。

どちらにも通っていない児童生徒に対しては、上記以外の相談機関の紹介や、教職員による電話連絡や家庭訪問等、それぞれの状況に合わせた支援を行っている状況。

（参考）【文部科学省】COCOLOプラン ～誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策～

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を調える
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

【県費職員関係】 ※令和6年度の状況

スクールカウンセラー（SC、School Counselor）

- ・ 心理に関する高度な専門的知見を有する者。不登校をはじめとする学校で起きる諸問題に心理的なアプローチで援助を行う。
- ・ 20名のスクールカウンセラーが配置され、小学校は主に隔週、中学校では週1回学校に赴いている状況。

スクールソーシャルワーカー（SSW、School Social Worker）

- ・ 教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者。児童生徒という個人だけでなく、児童生徒の置かれた環境にも働き掛けるという特徴。
- ・ 佐倉南高等学校を拠点とする1名と、北総地区内の3名が市内小中学校を担当、学校からの申請により配置。

【市費職員関係】

心の教育相談員

- ・ 8名を小学校に週2回程度配置。児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談も対応。
- ・ 相談内容としては、対人関係や不登校など、多岐にわたる相談ごとに対応。

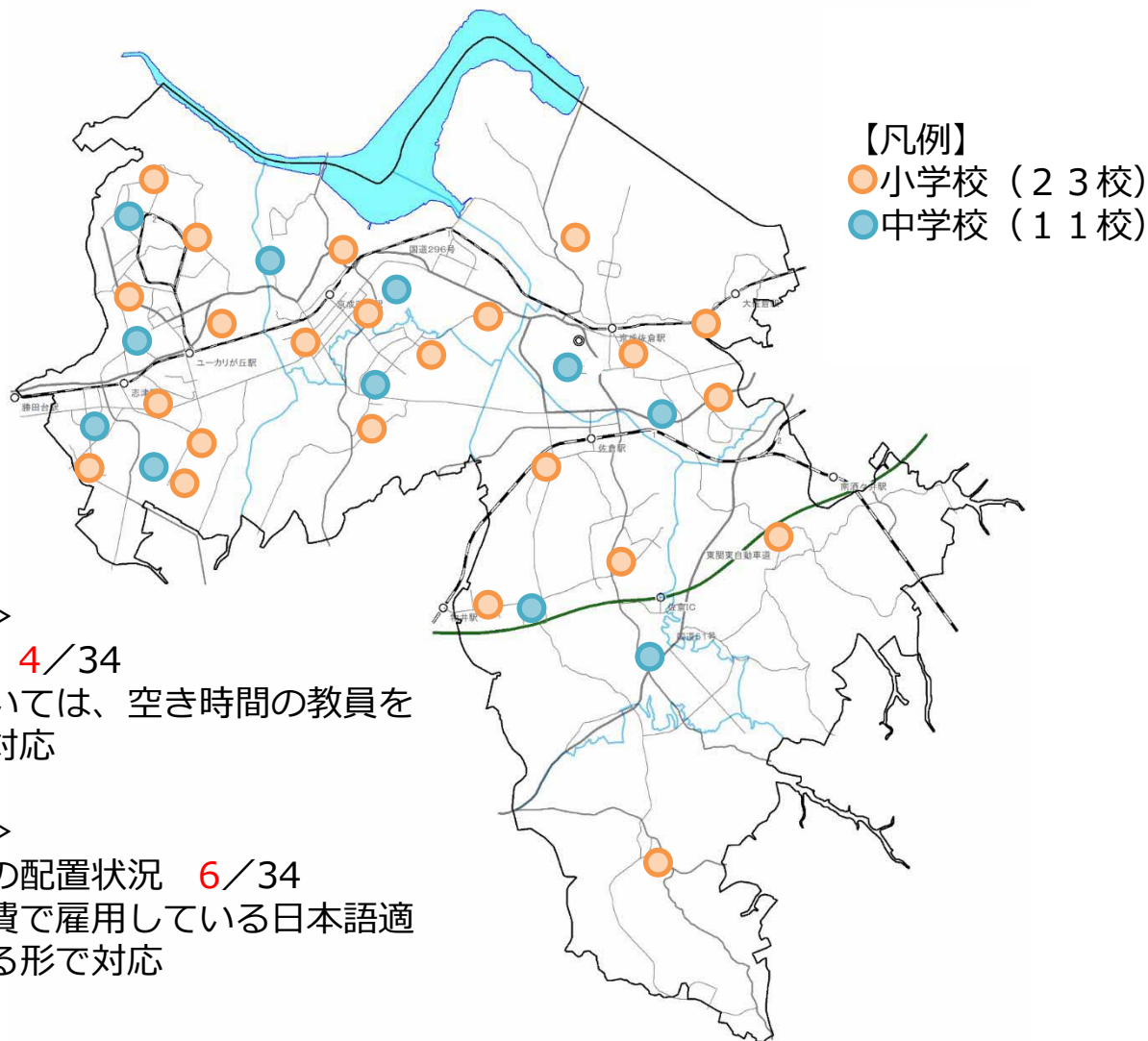
学校支援アドバイザー

- ・ 5校を在籍拠点校として、その周辺6～7校を巡回し、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処のできるいじめ防止体制の整備を推進している。

学校教育相談員

- ・ 教育センターに3名を配置し、主に発達検査や保護者からの発達・就学相談等を受付けている。
- ・ ルームさくらには7名を配置し、教室運営や学習支援などの業務を実施している。

特別支援の増加と現場での対応状況



<不登校支援の現状>

専門教員の配置状況 4/34

※未配置の学校においては、空き時間の教員を配置するなどして対応

<日本語指導の現状>

日本語指導担当教員の配置状況 6/34

※未配置校には、市費で雇用している日本語適応指導員が巡回する形で対応

- 児童生徒数は減少しているものの、特別な支援を必要としている子どもたちは増加傾向。
- 限られた人的資源や財源を、いかに効果的かつ効率的に配分していくかが求められている。